

制度作用から考える ASEAN「分裂・分断」の可能性

部門： B

所属： 法学部国際公共政策学科

学年： 1

学籍番号： 02B23082

氏名： BUI NHUNG ANH

(ブイ ニュン アン)

目次

1. はじめに	2
2. 本論	3
2.1. 第1節：国際システムでの「制度」	3
2.1.1. レジーム理論とリベラル制度論.....	3
2.1.2. 制度と国際システム上の問題	4
2.2. 第2節：制度作用の分析をする前に	5
2.2.1. 制度分析における注意点：EUの事例分析から	5
2.2.2. 制度分析における注意点：EUとASEANの違いから.....	6
2.2.2.1. ASEANの概要.....	6
2.2.2.2. ASEAN独自の協調システム	6
2.3. 第3節：ASEAN諸国が加盟する多国間制度の作用とASEAN	7
2.3.1. 国際経済問題.....	7
2.3.1.1. APECの概要	7
2.3.1.2. APECとASEAN	7
2.3.2. 条件付き協力とその限界	8
2.3.3. 安全保障問題.....	9
2.3.3.1. ARFの概要	9
2.3.3.2. ARFとASEAN.....	9
2.4. 第4節：ASEANと安全保障問題.....	10
2.4.1. ASEANでの安全保障問題とは.....	10
2.4.2. ASEANの中立性から中心性への移行	10
2.4.3. ASEAN「分裂・分断」への懸念	12

3. おわりに	13
4. 参考文献	14
4.1. 和文	14
4.2. 英文	14

1. はじめに

国際関係における^{いち}一パラダイムであるリベラリズムは、国際社会での協力が比較的容易に実現可能であることを主張し、これを国際制度に焦点を当て説明したリベラル制度論が代表例として挙げられる。

リベラル制度論は、国際協力の成功は、制度による取引コストの削減、不確実性の低減及び簡潔なルールの提供から説明された¹。つまり、当理論は、制度による「情報処理コストの削減」を通じ、国際協調の維持・促進が適うと主張している²。また、リベラル制度論の主張に、協力が対立の不存在を意味せず、逆に協力の発生は対立状況を調整することで生じる³というものがある。このことから、当理論は、国際社会上での対立時一つまり、各国が国際システム上の問題に直面し、当問題解決を図る上で各国の政策方向が互いに負の影響を与える際に、各国が自身の政策を調整しようとする時に協力は生じる⁴と主張していると理解できる。

一方、国際社会上の経済問題と安全保障問題では各国が協力を選択する可能性が異なることから、協力が常に存在しないという見解がある。とりわけ、二つの問題の決定的な違いである「裏切りのコスト」から、各国が協力を維持・促進する可能性が異なることを主張している⁵。本稿では、このような事情を前提とする協力を「条件付き協力」と呼び、これの性質から、国際システム上の問題は国際経済問題と安全保障問題に対象を限定する。

¹ Keohane (1984), 240 頁

² 原田、宇野原 & 宮本 (2023), 101 頁

³ Keohane (1984), 53 頁

⁴ 同上, 52 頁 (一部引用)

⁵ Lipson (1984), 18 頁

このような理解を念頭におき、本稿の前半では、ASEAN 諸国を含む多国間制度の作用が ASEAN (とその加盟国) にどのような影響を与えるか、後半ではさらに安全保障問題に限定して ASEAN の制度作用が加盟国にどのような影響を与えるかを考察する。

本論は次のような構造をとる。第 1 節では、国際システム上の「制度」に注目するレジーム理論のリベラリズムのアプローチを確認し、リベラル制度論が主張する制度による国際協調は常に達成されないことを確認する。第 2 節では、制度を分析する際の注意点を EU の事例分析からの観点と ASEAN の独自の協調システムの観点から確認する。第 3 節では、前節の注意点のもと ASEAN が主導する制度の作用が ASEAN にどのような影響を与えるかを考察する。

具体的に、協力が比較的容易な国際経済問題では、ASEAN 諸国を含む代表的な多国間制度として APEC を取り上げる。APEC には ASEAN 諸国の全てが加盟していないことから、APEC 加盟国と非加盟国の間での経済問題に対する政策の対立が考えられる。このような状況から、ASEAN は政策の調整 (=協力) を図るのか、はたまた「分裂」に進むのかを考察する。

協力が比較的慎重に行われる安全保障問題では、ASEAN 全諸国を含む多国間制度として ARF を取り上げる。ここでは主に、ARF 内の大国間 (米中) の緊張及び争いが ASEAN にどのような影響を与えるか (とりわけ ASEAN がこの争いにより「分断」する可能性があるか) を考察する。

安全保障問題での協力は困難であるが ASEAN は安全保障を追求している⁶ことから、本稿の後半である第 4 節では、中国の台頭及び ASEAN 各国の中国対応の違いから、対中南シナ海領事問題を事例に ASEAN の制度作用から ASEAN 各国が「分裂・分断」に向かう可能性について考察する。

2. 本論

■ 第 1 節：国際システムでの「制度」

2.1.1. レジーム理論とリベラル制度論

⁶ 金子、山田、吉野 (2020), 25 頁 (間接引用)

レジーム理論は、「分極化された国際システムでの『制度』の役割を国際政治学の立場から分析する理論⁷」であり、国際関係論でのリベラリズムは、「レジーム⁸による国際協調を重視」する「『利益基盤』のレジーム理論」であるとされている⁹。

国内システムでの「制度」は、執行力及び違反者に対する処罰を課せられるため、協力を促進する¹⁰。しかし、無政府状態の特徴をもつ国際システムでは、中央権力が欠如し、「制度」内の違反者（国）に対する処罰に限界がある¹¹。リベラル制度論は、R. O. Keohane により提示された理論であり、左に述べた状況でもなお国際社会で「国際協調が成立し、維持される」ことに対し、「制度」に着目したものである¹²。

また、原田、宇野原、宮本（2023、103 頁）により、リベラル制度論は「既存合意の流用や行動規定の明確化を通じた情報コストの低下によって、取引費用削減作用や未来の不確実性低減作用が発生し、国際協調の維持・促進に繋がる」と論じていることが確認された。

2.1.2. 制度と国際システム上の問題

制度とは「特定の方法で相互作用を構造するコミュニティにより認識・共有されているルールのセット¹³」で「一般的に、メンバー間の協力を促進する役割（リベラル制度論）」を果たし、国際関係を分析する上で中核な概念の一つ¹⁴である。

協力は対立を否定しない（リベラル制度論）。つまり、協力は協調（harmony）と区別され、協力が「各メンバーの政策が他者からすると目標達成の妨げになる」時に「各メンバーが自身の政策をより互換性のあるものに調整する」ことで生じると論じられた¹⁵。つまり、国家間の協力は、

⁷ 藤本 (2003), 122 頁

⁸ 五十嵐 (2022), 7 頁, 脚注 17: 「制度はレジームの上位概念」で「前者に後者が含まれる」

⁹ 五十嵐 (2022), 3 頁 (間接引用)

¹⁰ Frieden, Lake, Schultz (2019), 68 頁

¹¹ Frieden, Lake, Schultz (2019), 69 頁

¹² 原田、宇野原 & 宮本 (2023), 95 頁

¹³ Frieden, Lake, Schultz (2019), 68 頁

¹⁴ 同上, 44 頁

¹⁵ Keohane (1984), 51-52 頁

「ある政府が実際にとった政策が、政策協調のプロセスの結果として、そのパートナーによって、彼ら自身の目的の実現を促進するとみなされるときに生じる」¹⁶。

国際システムが直面する問題は「制度」を適用することでその解決が模索されている¹⁷。本稿では、国際システムが直面する問題である国際経済問題と安全保障問題に注目し、関連する制度—前者の問題に対してアジア太平洋経済協力（APEC）や欧州連合（EU）、後者に対して ASEAN 地域フォーラム（ARF）¹⁸に焦点を当てる。

ここまでの筆者の理解を次の通り示す。国際システム上の問題を解決することがアクターの共通の目標だと考える。そして、各アクターは自身の目標達成へ政策を作るが、この政策が他のアクターの目標達成の妨げとなる状況に陥る。その際、この政策を調整しようとする試みがある時に、協力は生じるという理解に至った。この理解をもとに、次節以降は、「制度」はメンバーに「政策を調整しようとする試み（=協力）」へとインセンティブを与えるものと（制度作用）なるかを考察する。

■ 第2節：制度作用の分析をする前に

2.2.1. 制度分析における注意点：EU の事例分析から

原田、宇野原、宮本（2023、116 頁）は、EU の事例分析から、制度作用が「無視できない要因である一方、その作用が必ずしも国際協調の維持・促進に貢献するとは限らない」と述べた。具体的に、国際システム上の問題に対応する制度が「情報処理コストの削減」—つまり、明示化された合意や規定—を組み込んだとしても、取引費用が削減され、不確実性が低減するとは限らず、必ずしも国際協調の維持・促進につながらないことが確認された。

¹⁶ 同上

¹⁷ 藤本（2003）、121 頁

¹⁸ 同上

また、原田等（2023、102 頁）は続けて、「制度設計時と運営時にその機能に差異が生じる可能性がある」ことから、差異を生み出す要因に「予期せぬ結果」、「制度の複数作用」や「非道具主義的な振る舞いの可能性」が考えられることを確認した。

2.2.2. 制度分析における注意点：EU と ASEAN の違いから

2.2.2.1. ASEAN の概要

ASEAN は 1967 年に設立された「地域協力機構」であり、東南アジア 10 か国が加盟しており、毎年首脳会合やその他会合等を開催することで、政治・安全保障、経済など幅広い議論を行っている（外務省「ASEAN 共同体の設立に向けて」）。

2.2.2.2. ASEAN 独自の協調システム

ASEAN 加盟国間での格差や宗教、体制の違いがあるにも関わらず、現在まで「うまくやってこられた」説明に ASEAN 独自の協調システム（「ASEAN - way」）の存在が挙げられた¹⁹。

この協調システムの一つは、第 1 回首脳会談で TAC と ASEAN 協和宣言に盛り込まれている ASEAN の原則の一つである「内戦不干渉主義」と理解される²⁰。また、意思決定で多数決ではなく「コンセンサス」を採用し、妥協をしながら歩調を合わせてきたことがもう一つの ASEAN 独自の協調システムとされる²¹。

このアジア独自の協調システムが EU との違いを生む。つまり、「EU では、加盟国が主権の一部を委譲する形で統合を進めたのに対し、ASEAN 共同体は ASEAN 諸国の国家主権を維持する形で共同体を構築するというアプローチの違い」であるとされる（外務省「ASEAN 共同体の設立に向けて」、下線：筆者）。

¹⁹ 蜂谷隆（2014）、29 頁

²⁰ 同上、29-30 頁（人権制圧政策をとったミャンマーの軍事政権に対する ASEAN の一貫した「内政不干渉」を盾に対話路線を採用したことが例に挙げられる）

²¹ 同上

つまり、EU のように「拘束力のある」制度的取り決めは、「集团的便益を増大」させる一方「個々の加盟国により高い調整コスト」が課されるため、制度的拘束力が受け入れがたい場合には、制度からの離脱が魅力的な選択肢となる²²。他方、ASEAN のような「柔軟な」規制は、「調整コストを軽減」する一方で、「共同利益の低下」を約束し、解散のリスクは軽減されるが、地域統合の魅力は低下するとされている²³。

■ 第 3 節：ASEAN 諸国が加盟する多国間制度の作用と ASEAN

2.3.1. 国際経済問題

2.3.1.1. APEC の概要

APEC は「アジア太平洋地域の 21 の国と地域（エコノミー）が参加する経済協力の枠組み」であり、1989 年から毎年 1 回の閣僚会議が開催され、1993 年からは、首脳会議が開始された（外務省「APEC の概要」）。2022 年現在 APEC のメンバーは 21 カ国・地域から構成されている。21 の加盟国には、米中や ASEAN 7 カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）などが含まれる（外務省「APEC の概要」）。

2.3.1.2. APEC と ASEAN

下記では、主に「APEC の今日的意義とロシアへの対応」（三浦、2022）より、APEC の事例に基づく ASEAN への制度作用を確認する。

太平洋地域の 21 の加盟国から構成される APEC は「地域枠組間を繋ぐという側面を持っている（91 頁）」。つまり、APEC の制度設計時、経済協力が地域組織間をつなぐことが期待されていたと理解できる。

²² Harada (2020), 41 頁

²³ 同上

しかし、APEC は「幅広い性格」を有しながらも、「ASEAN 諸国に配慮する姿勢が顕著（93 頁）」であることが主張された。ここでいう「ASEAN 諸国への配慮は」2.2.2.2 で確認した ASEAN の「ASEAN 各国の国家権力の維持」及び「ASEAN の制度の柔軟性」であると考えられる。つまり、ASEAN の「加盟国の行動を拘束するメカニズムを強化することない」制度設計²⁴を APEC は配慮しているということだ。実際、ASEAN 側は APEC の制度構造が拘束の少ないフォーラム形式とすることを認めさせる共同声明を出した（96-7 頁）。

実際、2022 年に、ロシアのウクライナ侵攻に対する APEC 内での共同宣言の発出が困難だったことに、「ASEAN への配慮を必要とした APEC の特殊性」が起因するとされ、具体的に「拘束力のあるコンセンサスを導くことを難しくした」という意見がある（96 頁）。

上記に対する筆者の考察は次のとおりである。

国際経済問題に直面した際、ASEAN 諸国の APEC 加盟国と非加盟国は、APEC の制度作用による対立状況が生じることは稀であるのではないかと考える。なぜなら、APEC の ASEAN の配慮により、APEC 内でのコンセンサスに対し、ASEAN かつ APEC 加盟国を拘束できない。つまり、これらの国の選択（ASEAN または APEC での協力）は、APEC の制度作用にも ASEAN の制度作用にも影響されず、自国の利益のみが影響されるという極端な考え方ができる。つまり、APEC がもたらす制度作用は、ASEAN の分裂をもたらさず、強いていうならば、両制度に加盟する国家の選択に依存するのではないかという考えに至った。

実際、ASEAN 独特の協調システム（ASEAN - way）は、経済統合を推進する上での有効性に欠けていることが指摘され、地域レベルでの輸入代替に特化した経済協力は、加盟国間の経済的利害の対立を主因として不十分な結果に終わったことも確認されている²⁵。

2.3.2. 条件付き協力とその限界

²⁴ 同上, 40 頁

²⁵ 同上, 36 頁

本稿の「はじめに」で、国際社会上の経済問題と安全保障問題では決定的な違いとして「裏切りのコスト」があり、これが、各国が当該問題に直面した際に協力の選択及び維持・促進する可能性に影響を与えると述べた。

“International cooperation in economic and security affairs” (Lipson, 1984) より上記を詳細に説明すると、国際システム上での協力は「相手が協力に応じない場合の罰が致命的ではない」時に生じやすく、国際経済問題と安全保障問題は「自身が協力を選んだことに対し、相手側が協力しなかった際の即時的で深刻な損害」の点で典型的に異なる（14 頁、一部引用）。

つまり、国際経済問題では、自身が協力した際、相手が裏切っても多大な損害を即座に被らない上で、相手が裏切りを選ばなかった際に、将来相手が裏切ったら自分は協力をしないことを脅すことができることにより、協力が生じやすい。逆に、安全保障問題では、相手が裏切りを選択した際に自身が協力を選択した時に自身が被る損害は即時的かつ深刻であることから、各国が安全保障問題の最初の段階で強力に乗り出すことはむずかしく、たとえ協力したとしても、この協力が必ずしも維持されるとは限らないという理解ができる。

2.3.3. 安全保障問題

2.3.3.1. ARF の概要

ARF とは、1994 年から開催された ASEAN の中心性を重視する、アジア太平洋地域の「安全保障環境」を向上させることを目的としたフォーラムで、全 25 か国（ASEAN10 カ国及び米中を含む）、1 地域、1 機関が参加している（外務省「ASEAN 地域フォーラム（ARF）」）。

2.3.3.2. ARF と ASEAN

ARF は、急速な経済成長における力関係の著しい転換による紛争への発展が懸念される状況において「安定を促す役割を自らに課している」²⁶。（これが安全保障問題での ARF の制度設計時の期待と理解する）。しかし、実際 ARF を含むアジア太平洋の多国間制度が勢力均衡の対立を緩和する

²⁶ 金子、山田、吉野（2020）, 48 頁

機能を肯定することは難しく、「多国間制度は安定的な地域秩序の原因ではなく結果であること」が確認された²⁷。

ARF も ASEAN も同じ多国間制度であること、及び ARF が ASEAN の中心性を重要視するフォーラムであり、ARF 内の大国間関係は ASEAN 内の協力または分裂に直接影響を及ぼすことを筆者が推測したことから、安全保障問題に対しては、ARF と ASEAN ではなく、ASEAN とアジア太平洋地域をめぐる安全保障問題として、考察を進める。

第 4 節：ASEAN と安全保障問題

2.4.1. ASEAN での安全保障問題とは

ASEAN は、国際的な制度の構築によって安全保障を追求するとされる²⁸。つまり、東南アジア諸国が好む安全保障協力の形態は、「戦略的パートナーシップ」であり、安全保障上の課題に対応するための構造化された協力関係である。このような目標主導型の関係もまた、本質的に非公式であり、低いコミットメント・コストを伴う傾向にあるため、特に中国やインドのような地域の大国を巻き込むことになると、多くの東南アジア諸国が安全保障問題への関与を望む快適なゾーンに収まる。だからこそ、東アジアの安全保障協力の現状は、断片化され、制度化も弱く、重複して、公式・非公式フォーラムのようなものなのである²⁹。

2.4.2. ASEAN の中立性から中心性への移行

1976 年 2 月の ASEAN 初の首脳会議で採択された「ASEAN 共和宣言」の最初に「ASEAN 協力は政治安定を求めて」、中立地帯の早期確立が目的・原則の一つとして考慮された³⁰。

²⁷ 同上, 63-64 頁

²⁸ 同上, 25 頁

²⁹ Laksmana & Chong (2023), 148 頁

³⁰ 山影 (1991), 126 頁

ASEAN は中立性を保つためにいずれの大国に対しても近からず遠からず等距離外交を展開してきた³¹。ASEAN の中立性は、大国間関係において特定の大国に関与しないとする「不偏性」と東南アジアへの域外国による介入を制限する「自律性」という二つの要素から構成される³²。大国間対立（とりわけ米中対立）による巻き込まれのリスクを回避するために、ASEAN は意図的に「不偏性」を重視しているという見解がある³³。

この ASEAN の中立性が中心性へと移行していることが、「ASEAN の安全保障—中立性から中心性へ」（庄司智孝、2023、120 頁）で主張されていることから、当段落ではここから引用し、内容を確認したい。冷戦期に設立した ASEAN は、「域外大国の影響力を抑え、地域的な自律性を高めること」が安全保障の目的につながると考えられた。この考えがバンコク宣言³⁴に反映され、のちに「中立性の概念」となった。冷戦期の終結により変化した戦略環境に対して、ASEAN は（とりわけ、2.4.1 で述べたような）「包括性に基づく多国間安全保障協力」を追求するようになり、「中心性」を重視した。つまり、ASEAN が多国間枠組みにおいて域外大国の関与を促しつつ、それを統御する役割が期待された。

ASEAN の中心性は、「多国間協力の実績や他国に脅威を与えない『弱者の協力体』として特性を活かして多くの広域機構の『運転席』に着き、対話と調整のまとめ役を担う」機能を果たしてきた³⁵。しかし、この「ASEAN の中心性」は、中国の「一带一路」などの新たな多国間枠組みの創出により、薄れつつあるとされている³⁶。

³¹ 金子、山田、吉野（2020）、59 頁

³² 同上

³³ 同上より（Emmers, 2018, “Unpacking ASEAN Neutrality: The Quest for Autonomy and Impartiality in South East Asia”を）間接引用

³⁴ ASEAN は 1967 年のバンコク宣言によって設立された

³⁵ 金子、山田、吉野（2020）、6 頁

³⁶ 同上

2.4.3. ASEAN 「分裂・分断」 への懸念

ASEAN 諸国が中心性を喪失しつつある状況にあることに加え、安全保障問題に関連する ASEAN を含むアジア太平洋地域での多国間制度が、米中によるルール・規範形成をめぐる争いにより、ASEAN が分断される懸念が考えられた³⁷。つまり、アメリカの多国間制度「外交」対中国の「制度内妨害³⁸」がこれにあたる。

「巨大化する中国と ASEAN 分裂の危機」（竹田いさみ、2012、163 頁）より、「フィリピンは中国から経済支援を受け入れたいが、南シナ海の領有権問題では譲歩できないため、外交防衛上の抑止力として、米国との関係を強化する；ベトナムはフィリピンの立場と同様に、南シナ海の領有権問題では譲歩できず、やはり外交防衛上の抑止力として米軍との関係を強化する；マレーシアとブルネイは、中国との間に南シナ海の領有権問題を有するが、中国との経済関係を優先させる；タイとシンガポールは中国との間に領有権の問題を有しないため、中国との良好な関係を引き続き維持・強化する；ミャンマーは中国との間に領有問題を有せず、欧米の経済制裁下にあつて、中国からの経済支援を受け入れるが中国との良好な関係を表面的に維持しつつも、中国への過度な依存から脱し、日米欧諸国との外交関係を好転させ、経済支援や直接投資を引き出す；カンボジアとラオスは、中国からの経済支援なくして、国家経済政策も策定できないほど中国の役割は大きく、これからも ASEAN の中で中国の代弁者として、ASEAN 内部における範疇的な動きを牽制していく」ことが確認された。

上記のように、ASEAN 加盟国にとって中国は経済的に重要な国であり、ASEAN 加盟国間で中国に関連するを議題に取り上げる際に、大きな温度差が生じることが不可避であり³⁹、中国の行動への強い非難を求める加盟国とそれを望まない加盟国が混在することから地域組織として一致した見解を打ち出すことができないこと⁴⁰が合間見える。

³⁷ 同上, 63 頁

³⁸ 制度妨害とは多国間制度が促進を目指している特定のルールなどが正当化されないよう同制度への参加を通じてそれを制限・妨害・封じ込める行為を示す (52 頁)

³⁹ 竹田いさみ. (2012), 163 頁

⁴⁰ 金子、山田、吉野 (2020) , 53 頁

実際、ASEAN は南シナ海問題の争点化を避け、中国の軍事拠点が着々と進展しているのにもかかわらず南シナ海を平和安定及び範囲の海とすることで利益を享受することを確認したように安定を強調していることに示される（AFR2018）⁴¹。

ここで、2.2.2.2 で確認した ASEAN 独自の協調システムに注目されたい。ASEAN は多数決ではなくコンセンサス意思決定方式を採用していることから、ASEAN を中心とするアジア太平洋の多国間制度（安全保障の問題として例えば ARF）もこれを採用する。つまり、中国が同号の冒頭で述べた「制度内妨害」をのぞむのならば、「親中派」（つまりカンボジアやラオス）が ASEAN または ASEAN を中心とするアジア太平洋の多国間制度で中国に代わって否定することで、制度が目指す目的が実現されないことが考えられる。つまり、中国による ASEAN の切り崩し（ASEAN の「分裂・分断」）問題は可能性があると確認できた。

3. おわりに

ASEAN の一つの分断危機の事例として、カンボジア（親中派）が議長国を務めた 2012 年のアセアン外相会議でアセアン史上初めて議長声明の不採択に終わったことが挙げられる⁴²。ASEAN の分裂に強い危機感を抱いたインドネシアのユドヨノ大統領が 5 カ国を訪問し「（南シナ海の）6 原則の声明」を出しが内部分裂を表面的に回避したものの、中国の取り扱いをめぐる ASEAN の亀裂は深いと考えられている⁴³。

本稿では、国際経済問題での ASEAN 諸国を含む多国間制度は、ASEAN の協力に必ずしも寄与しないにしろ「分裂・分断」につなげることはないという考察に至った。しかし、安全保障問題での ASEAN を含む多国間制度では、中国の存在から、特に南シナ海の問題を取り上げる際の ASEAN が「分断・分裂」に向かう可能性が十分にあるとの考察に至った。

⁴¹ 同上

⁴² 同上

⁴³ 竹田いさみ. (2012), 163 頁

本稿は筆者の専門知識の乏しさから、見当違いな考察や勘違い、理論が行き届いていないところが多々あることにお詫び申し上げたい。

4. 参考文献

和文

- [1] 原田豪、宇野原将貴 & 宮本聖斗 (2023)、「EU における制度作用の考察 After Hegemony からの理論的示唆を基にして」、年報 Promis、1(1)、95-122
- [2] 金子芳樹、山田満、吉野文雄編 (2020) 「『一帯一路』時代の ASEAN：中国傾斜の中で分裂・分断に向かうのか」、明石書店
- [3] 藤本茂 (2003)、「国際システムにおける『制度』の役割に関する経済学的分析-クラブ理論による解明」、国際政治、(132)、121-137
- [4] 五十嵐誠一 (2022)、「レジーム・コンプレックスと国際関係理論」、千葉大学法学論集、37(2).
- [5] 外務省「ASEAN 共同体の設立に向けて」、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol133/index.html> (閲覧：2023/12/20)
- [6] 蜂谷隆 (2014)「ASEAN に分断持ち込む米中日の主導権争い: ASEAN 経済共同体 (AEC) の 15 年末発足に黄信号」、労働運動研究 (422)、25-32
- [7] 外務省「APEC の概要」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/soshiki/gaiyo.html> (閲覧：2023/12/20)
- [8] 三浦秀之 (2022)「APEC の今日的意義とロシアへの対応」杏林社会科学研究、杏林大学社会科学学会編、38(1・2)、89-105
- [9] 外務省「ASEAN 地域フォーラム (ARF)」、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html> (閲覧：2023/12/20)
- [10] 山影進 (1991)、「ASEAN：シンボルからシステムへ」、東京大学出版会
- [11] 庄司智孝 (2023)、「ASEAN の安全保障—中立性から中心性へ—」、安全保障戦略研究 3(2)、105-121
- [12] 竹田いさみ. (2012). 「巨大化する中国と ASEAN 分裂の危機.」 世界, (835), 158-164.

英文

- [1] Keohane, R. O (1984), “After hegemony”, (Vol. 54), Princeton: Princeton university press
- [2] Lipson, C (1984) “International cooperation in economic and security affairs”, World politics, 37(1), 1-23

- [3] Frieden, J. A., Lake, D. A., & Schultz, K. A., (2019), "World politics: interests, interactions, institutions"
- [4] Harada, S. (2020), "Comparing Regional Integration Projects—Institutional arrangements for solving collective action problems in the EU and ASEAN", Research Center for Promoting Intercultural Studies, Kobe University annual research report, 28-43
- [5] Laksmana, E. A., & Chong, B. (2023), "Introduction: Partnership or Polarization? Southeast Asian Security between India and China", *Contemporary Southeast Asia: A Journal of International and Strategic Affairs*, 45(2), 145-165